

令和5年度泉崎村職員（一般行政、保健師、幼稚園教諭）採用候補者試験実施要領

泉崎村職員（一般行政、保健師、幼稚園教諭）採用候補者試験を次により行います。

泉崎村（公告）
令和4年5月2日

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般行政	保健師	幼稚園教諭
採用予定人員	若干名	若干名	若干名

2 受験資格

○一般行政：昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

○保健師：昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）
ただし、保健師免許を有する者又は令和5年3月までに取得見込みの者。

○幼稚園教諭：昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）
ただし、幼稚園教諭免許を有する者又は令和5年3月までに取得見込みの者。

※地方自治行政の観点から、泉崎村に定住して勤務することができる者。（ただし、保健師については除く。）なお、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

記述試験を次により行います。

(1) 第1次試験

①教養試験（一般行政：大学卒以上程度、保健師・幼稚園教諭：高校卒業以上程度）
職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。

・出題分野及び出題数

知識分野20問・知能分野20分野

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

②専門試験（保健師、幼稚園教諭のみ）

試験職種（保健師、幼稚園教諭）の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

③試験終了後、事務適性検査（10分）及び職場適応性検査（20分）を実施します。

・試験職種（一般行政）の方は、教養試験終了後、午後より実施となります。

・試験職種（保健師、幼稚園教諭）の方は、午後の専門試験終了後に実施となります。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び作文による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間		試験場	発表
		一般行政	保健師、幼稚園教諭		
第1次試験	令和4年7月10日(日)	午前	・受付 ○教養試験（共通）	9:00～9:30 10:00～12:00	福島市金谷川1番地 福島大学
		午後	○事務適性検査 ○職場適応性検査 13:00～13:30	○専門試験（保健師、幼稚園教諭のみ） 13:00～15:00 ○事務適性検査 ○職場適応性検査 15:00～15:30	
第2次試験	第1次試験合格者のみに別途通知します。				令和4年8月中旬に泉崎村役場掲示板に合格者を掲示するほか合格者に通知します。

※試験職種（一般行政）の事務適性検査及び職場適応性検査についても、午後から会場を分けて【試験職種（保健師、幼稚園教諭）とは別に】実施となります。※コロナ対策でタイムスケジュールが変更となる場合があります。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本村役場総務課で交付します。

郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に赤で「職員採用試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入して、泉崎村役場：総務課に提出してください。

申込書を郵送する場合は、140円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「職員採用試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付ください。

②受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和4年5月11日（水）から同6月10日（金）まで（執務時間中に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、6月8日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、泉崎村個人情報保護条例第17条の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マネバーカード、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から 1年間	泉崎村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参すること。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の混雑により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関をご利用ください。（受付時間は厳守のこと。）

- (3) 受験者は、昼食を持参すること。

(4) 試験日までの体調管理について

- ・日頃から新型コロナウイルス等への感染予防と健康管理に努めてください。
- ・換気の悪い密閉空間に多くの人が集まり、間近で会話や声を発することを避けてください。

(5) 試験当日について

- ・体調不良の方、「新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方」、「濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方」、「発熱、咳など風邪症状が続いている方」は、他の受験者への感染の恐れがあるため、当日の受験は控えていただくようお願いします。なお、これらを理由とした欠席者向けの再受験は予定されておりません。

- ・マスク着用等、試験当日は感染予防のため、マスクの持参と着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いいたします。なお、試験時間中の写真照合の際には、試験員の指示に従いマスクを一時的に外してください。

- ・消毒液の設置等、試験当日、試験会場にアルコール手指消毒液を設置しますので、手指消毒や手洗い等を実施するとともに、試験会場やその周辺における不用意な会話等は控えてください。
なお、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。

- ・試験室の換気、試験室は、換気のため窓やドアを開放します。気温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

- (6) この試験に関し不明な点は、泉崎村役場：総務課（TEL0248-53-2111）に問い合わせてください。
郵便で問い合わせる場合は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。